引上げ分の地方消費税収の使途について(平成30年度当初予算)

田野畑村

地方消費税率改定(平成26年4月)に伴う引上げ分の地方消費税収は、全て社会保障施策に要する経費に充てることとされています。 本村における引上げ分の地方消費税収(社会保障財源化分の地方消費税交付金)とその使途は以下のとおりです。

【歳入】社会保障財源化分の地方消費税交付金

22,647 千円

【歳出】社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

509,036 千円(一般財源ベース)

【社会保障経費等の使途および財源内訳】

単位:千円

	経費	財源内訳				
使途		特定財源			一般財源	
		国庫支出金	県支出金	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源分)	その他
社会福祉費	187, 609	50, 639	44, 654	33	4, 106	88, 177
高齢者福祉費	148, 619	10, 647	466		6, 118	131, 388
児童福祉費	260, 325	34, 872	16, 929	11, 892	8, 748	187, 884
保健衛生費	81, 114	20	925	20, 868	2, 638	56, 663
公 債 費	8, 894				396	8, 498
共 済 費	14, 420				641	13, 779
合計	700, 981	96, 178	62, 974	32, 793	22, 647	486, 389
	特定・一般財源計	191, 945			509, 036	